

令和6年第8回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年7月29日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		朮山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 大山町青少年指導委員の解任について

日程第 4 報告第 2 号 大山町立学校における学校運営協議会委員の解任について

日程第 5 報告第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（スクールバス））

日程第 6 議案第 1 号 令和7年度から使用する中学校教科用図書の採択について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年8月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
6 月 20 日	木	全員協議会、議会(議案の討論、採決、閉会)
21 日	金	中山小学校訪問、西部地区町村教育長会(伯耆町)
23 日	日	日韓親善協会総会
24 日	月	青翔開智中・高等学校視察、保育士研修
25 日	火	光徳子供学園見学、図書館連絡協議会
26 日	水	西伯郡教育長会県外研修(北海道)～29日(土)
30 日	日	大山カエルサミット
7 月 2 日	火	名和小学校訪問
3 日	水	テメキュラZoom会議、六長合同会議、星のコンサート打ち合わせ
4 日	木	ホストファミリーお茶会
5 日	金	大山西小学校訪問
10 日	水	市町村教委研究協議会定期総会
11 日	木	社会を明るくする運動西伯郡研究大会
16 日	火	臨時議会
18 日	木	町村教育長会総会・研修会(三朝町)
19 日	金	町内中学校終業式、大山ひめぼたる保育園計画訪問
20 日	土	大山小山頂ヒメボタル調査(～21日)
22 日	月	鳥取県GIGAスクール推進協議会設立総会
23 日	火	町内小学校終業式、教科書採択協議会
24 日	水	大山小学校職員研修
25 日	木	生徒指導研修会(大山支所)野田先生、大山カレッジ(星空観察)
27 日	土	大山を歩く会
28 日	日	大山口駅列車空襲慰霊祭
29 日	月	定例教育委員会、西部地区同和対策協議会第二回役員会

今 後 の 予 定

30 日	火	嘉手納町出発式、小学生イングリッシュキャンプ(～31日)
31 日	水	西小研生活部会研修会

報告第1号

大山町青少年指導委員の解任について

大山町青少年指導委員の解任について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年7月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1 解任

解任年月日 令和6年7月3日

解任する理由 信用失墜行為による

(大山町青少年指導委員に関する規則第6条第3項に該当)

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員の任命、又は委嘱に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号

大山町立学校における学校運営協議会委員の解任について

大山町立学校における学校運営協議会委員の解任について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年7月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1 解任

解任年月日 令和6年7月3日

解任する理由 信用失墜行為による

(大山町立学校における学校運営協議会規則第16条第1項第1号に該当)

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員の任命、又は委嘱に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第3号

議会の議決を経るべき事件の議案について (財産の取得について(スクールバス))

令和6年第5回大山町議会臨時会に提案する財産の取得(スクールバス)について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月29日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------|---|
| 1 取得物件 | マイクロバス新車(スクールバス) |
| 2 取得金額 | 10,174,320円 |
| 3 取得先 | 鳥取県西伯郡大山町御来屋262番地4
鳥取西部農業協同組合 名和支所 支所長 朝妻 昌彦 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

令和 7 年度から使用する中学校教科用図書の採択について

令和 7 年度から使用する中学校教科用図書を別紙のとおり採択することについて、承認を求めます。

令和 6 年 7 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸